

◎新潟県告示第319号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和51年新潟県告示第488号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定		
水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間
福島潟（高橋から潟口橋まで）	B	ウ	福島潟（高橋から潟口橋まで）	B	ウ
新井郷川上流（潟口橋から旧加治川合流点まで）	B	<u>ア</u>	新井郷川上流（潟口橋から新井郷川排水機場まで）	B	<u>ウ</u>
新井郷川下流（旧加治川合流点より下流）	C	ウ	<u>新井郷川中流（新井郷川排水機場から旧加治川合流点まで）</u>	<u>B</u>	<u>ア</u>
新発田川（住吉橋より下流）	C	ア	新井郷川下流（旧加治川合流点より下流）	C	ウ
安野川（全域）	A	イ	新発田川（住吉橋より下流）	C	ア
都辺田川（全域）	A	ア	安野川（全域）	A	イ
新谷川（全域）	AA	ア	都辺田川（全域）	A	ア
常浪川（全域）	AA	ア	新谷川（全域）	AA	ア
早出川（全域）	AA	ア	常浪川（全域）	AA	ア
奥只見貯水池（新潟県の水域）	湖沼A	ア	早出川（全域）	AA	ア
新島崎川水域（全域）	B	ア	奥只見貯水池（新潟県の水域）	湖沼A	ア
郷本川水域（全域）	B	ア	新島崎川水域（全域）	B	ア
島崎川水域（全域）	C	ア	郷本川水域（全域）	B	ア
<u>柿崎川（全域）</u>	A	ア	島崎川水域（全域）	C	ア
吉川（全域）	B	ア	<u>柿崎川上流（吉川合流点より上流）</u>	A	ア
能生川（全域）	A	ア	<u>柿崎川下流（吉川合流点より下流）</u>	<u>A</u>	<u>ア</u>
早川（全域）	A	ア	吉川（全域）	B	ア
姫川（県境より下流）	AA	ア	能生川（全域）	A	ア
栗ノ木川上流（亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで）	C	ウ	早川（全域）	A	ア
			姫川（県境より下流）	AA	ア
			栗ノ木川上流（亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで）	C	ウ